

イマドキの改憲 ③

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき



立憲主義を土台にした日本国憲法は、「個人の尊重」を究極のテーマとして掲げているという話の続きです。「個人の尊重」の発想は、

必然的に、「個人の（命はもちろん）自由や人権より大切なものなんてこの世にない」という考えにつながっていきます。日本国憲法13条の後段を読んでみましょう。

〈13条後段 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする〉

制約

人権が「公共の福祉」に反してはいけない、とはどういう意味でしょうか。「公共の福祉」とは、「自分の人権とだれかの人権が衝突したら調整し合いましょう」という大原則のことです。命や人権より大事なものはありません。だから例えば、国家は「秩序」や「国益」を理由に国民の人権を制約してはならないのです。誰かの人権を制約できるとすれば、それは別の人の人権とぶつかってしまった時、ということになります。例えば、私がある日「私には職業選択の自由があるから今日から医者になる」と宣言して開業して「治療もどき」をし始めたらどうなるでしょう……。間違いなく医療ミスが起きます。いくら国民に自由があるからといっても、他の人の生命・健康を書

人権より尊いものはないという価値観

してもいいということにはなりません。そこで職業選択の自由に制約をかけ、「一定の知識と技術を持った人だけが医師になれる」という免許制にすることで、国民の生命・健康を守っているのです。自動車の運転が免許制なのも、同じ理由です。このように、憲法は「人の生命・健康・人権よりも尊いものは無い」という価値観の下、やむを得ない必要最小限の人権の制約だけ許される、という方針を立てています。

原則

最後に、日本国憲法の三大原則と呼ばれる特徴を確認しておきましょう。

まず1つ目は、国民主権。明治憲法では神である天皇が主権者でしたが、敗戦を経て、日本国憲法では主権者は国民です。簡単にいえばこの国の最高権力者（この国の行方を決める最終決定権者）は国民であるということです。

2つ目は、基本的人権の尊重。戦前の人権弾圧の歴史を反省して、かなりきめ細やかな人権保障の規定を設けました。

そして3つ目が、戦争放棄（平和主義）です。平和は、自由を行使する前提です。軍事国家として暴走の果てに敗戦を迎えた日本は、世界に先駆けて戦争・戦力を永久に放棄し、平和国家としての実践を積み重ね、国際社会での信頼を回復しました。